

令和6年度
新規採用実習助手研修の概要



高知県教育センター

目 次

令和6年度 高知県公立学校教職員及び保育施設職員研修体系

I	実施要項	1
II	年間研修計画	
1	研修内容及び研修期日・会場等	2
III	項目別研修計画	
1	ねらい	3
2	日程及び内容	
	【基礎研修】	3
	【実践研修】	4
3	持参(準備)物及び提出物等	5
IV	実習助手の職務について	
1	実習助手の職務に関する法令等	6
2	実習助手の主な職務内容	7
V	その他	
1	研修に係る旅費コード	8
2	研修当日の欠席連絡について	8
3	研修等の中止について	8
4	研修会場について	8
5	ライブ配信研修の接続について	8

I 実施要項

1 目的

県立の中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）の新規採用実習助手（以下「新採者」という。）に対して、教育公務員特例法第 21 条、第 22 条及び教育公務員特例法施行令第 9 条第 2 項の準用規定に基づき、現職研修の一環として、採用の日から 1 年間の研修を実施し、職務を遂行するために必要な事項について、実践的指導力とセルフマネジメント力を育成する。

2 研修対象者等

- (1) 対象者は、毎年度 4 月 1 日付けで県立学校の実習助手に採用された者とする。
- (2) (1)に掲げる者のうち、教諭、助教諭、講師又は実習助手として、国立、公立又は私立の学校において 1 年以上勤務した経験を有する者で、県教育委員会が当該者の経験の程度等を勘案して新規採用実習助手研修を実施する必要があると認める者は対象としない。

3 研修内容及び研修日数

新規採用実習助手研修は、高知県教育センター等において実施する。研修内容及び研修日数は、年間研修計画（P. 2）のとおりとする。

4 校内指導体制等

- (1) 校内指導体制の整備
校長は、組織的・計画的に新規採用実習助手研修が実施できるように学校体制を整備する。
- (2) 配慮事項
新規採用実習助手研修の目的を十分に理解し、研修参加への意欲を高めるよう配慮する。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、県教育センター所長が別に定める。

II 年間研修計画

1 研修内容及び研修期日・会場等

実施日	研修項目	研修内容	実施場所	日数
4月1日(月)	基礎研修Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県教育長講話 ・高知県の教育 ・研修の進め方 	高知県立県民文化ホール	1日
		<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員としての心構え ～教職員の服務～ ・学校組織の理解 	【オンデマンド研修】 在籍校	
5月21日(火)	基礎研修Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教育 ・不登校児童生徒への支援 	高知県教育センター	1日
10月25日(金)	基礎研修Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の理解 ・人権教育 ・教育の情報化・ICTの活用 ・ワーク・ライフ・バランス 	【ライブ配信研修】 在籍校	1日
11月1日(金)	実践研修	<ul style="list-style-type: none"> ・専門分野に関する講義・演習 	未定	0.5日
2月7日(金)	基礎研修Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> ・体験発表 ・研修の振り返り ・高知県教育センター所長講話 	【ライブ配信研修】 在籍校	0.5日

Ⅲ 項目別研修計画

1 ねらい

【基礎研修】

教育公務員としての自覚をもち、自己の成長を目指すとともに、教育を取り巻く社会状況について理解し、社会人としての幅広い知見を習得する。

【実践研修】

実習助手としての自覚をもち、専門分野に関する基礎的・基本的な知識と専門的な技能を学び、実践的指導力を身に付ける。

2 日程及び内容

【基礎研修】

I 令和6年4月1日（月）

会場 高知県立県民文化ホール

10:30

12:20

高知県教育長 講話	講義 高知県の教育 ～初任者のみなさんに 伝えたいこと～	連絡 事項	休憩・ 移動	研修の進め方
--------------	---------------------------------------	----------	-----------	--------

【オンデマンド研修】（注）

- ①教育公務員としての心構え
～教職員の服務～
- ②学校組織の理解

※「令和6年度 高知県公立学校新規採用教職員辞令交付式」に引き続き開催する。

※新規採用養護教諭研修「基礎研修Ⅰ」、新規採用栄養教諭研修「基礎研修Ⅰ」、新規採用寄宿舎指導員研修「基礎研修Ⅰ」、教育事務職員（小・中学校）主事研修①、教育事務職員（県立学校）新規採用研修Ⅰ、初任者研修「基礎研修Ⅰ」と合同開催

※「研修の記録」は、検印を受け、4月22日（月）までにグループウェアで担当指導主事まで提出する。

（注）オンデマンド研修について

- ・オンデマンド研修は、勤務時間内に設定し、視聴すること
- ・視聴期間 4月1日（月）～4月15日（月）
- ・高知県教育センターホームページ「令和6年度年間研修カレンダー」から入り、視聴すること

II 令和6年5月21日（火）

会場 高知県教育センター

9:00 9:30

12:30

13:30

16:00

受 付	講義・演習 安全教育	昼 食	講義・演習 不登校児童生徒への支援
--------	---------------	--------	----------------------

※新規採用養護教諭研修「基礎研修Ⅱ」、新規採用栄養教諭研修「基礎研修Ⅱ」、新規採用寄宿舎指導員研修「基礎研修Ⅱ」と合同開催

Ⅲ 令和6年10月25日（金） ライブ配信研修 **会場 在籍校**

9:00 9:30 12:00 13:00 16:00

接 続	講義・演習 特別支援教育 の理解	講義・演習 人権教育	昼 食	講義・演習 教育の情報化・ICT の活用	講義・演習 ワーク・ライフ・ バランス
--------	------------------------	---------------	--------	----------------------------	---------------------------

※新規採用養護教諭研修「基礎研修Ⅲ」、新規採用栄養教諭研修「基礎研修Ⅲ」、新規採用寄宿舍指導員研修「基礎研修Ⅲ」と合同開催

※アプリ Zoom もしくはアプリ Meet によるライブ配信研修で行う。

※事前接続テスト等については後日連絡します。

Ⅳ 令和7年2月7日（金） ライブ配信研修 **会場 在籍校**

12:30 13:00 16:00

接 続	体験発表	研修の 振り返り	高知県 教育センター 所長講話	閉 講 式
--------	------	-------------	-----------------------	-------------

※新規採用養護教諭研修「基礎研修Ⅳ」、新規採用栄養教諭研修「基礎研修Ⅳ」、新規採用寄宿舍指導員研修「基礎研修Ⅳ」と合同開催

【実践研修】

令和6年11月1日（金） **会場 未定**

12:30 13:00 16:00

受 付	専門分野に関する講義・演習
--------	---------------

※日程は変更になる場合があります。詳細は別途通知します。

3 持参(準備)物及び提出物等

期日等	内 容
4月22日(月) 提出締め切り	<p>【提出物】</p> <p><input type="checkbox"/>内 容 基礎研修Ⅰ「研修の記録」 ※オンデマンド研修についても記述すること ※管理職の確認を受けたものを提出すること ※要検印</p> <p><input type="checkbox"/>方 法 教育センター担当指導主事にグループウェアにて提出</p>
5月21日(火) 基礎研修Ⅱ	<p>【準備物】</p> <p><input type="checkbox"/>「高知県安全教育プログラムに基づく安全教育の充実のための資料」 <input type="checkbox"/>自校の「学校安全計画」 <input type="checkbox"/>自校の「危機管理マニュアル」 <input type="checkbox"/>自校の「安全教育全体計画」</p>
年間を通して 持参するもの	<p><input type="checkbox"/>新規採用実習助手研修の概要 <input type="checkbox"/>若年教員研修のしおり「子どもと生きる」 <input type="checkbox"/>名札 <input type="checkbox"/>@g.kochinet.ed.jpのGoogleアカウント、パスワード <input type="checkbox"/>タブレット(所属長の許可を得たインターネットに接続可能な機器)</p>

IV 実習助手の職務について

1 実習助手の職務に関する法令等

I 学校教育法

第60条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 (略)

4 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

5～6 (略)

第82条 第26条、第27条、第31条（第49条及び第62条において読み替えて準用する場合を含む。）、第32条、第34条（第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第36条、第37条（第28条、第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第42条から第44条まで、第47条及び第56条から第60条までの規定は特別支援学校に、第84条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

II 高知県立学校の管理運営に関する規則

第5条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

2 (略)

3 前2項の職員のほか、学校に、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、学校栄養職員、看護職員その他必要な職員を置くことができる。

4～7 (略)

8 前各項の職員の職及び職務は、学校教育法(昭和22年法律第26号)、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。第18条第1項において「施行規則」という。)及び高知県立学校事務職員等の職の設置に関する規則(昭和46年高知県教育委員会規則第6号)に定めるところによる。

第12条 必要があると認める学校に、主任実習助手及び主任寄宿舎指導員を置く。

2 主任実習助手は実習助手の中から、主任寄宿舎指導員は寄宿舎指導員の中から教育委員会が命ずる。

3 主任実習助手は、校長の監督を受け、高度の専門的業務に従事し、実習助手の指導に当たる。

4 (略)

2 実習助手の主な職務内容

(1) 実験・実習の補助

- ① 職務上必要な研究を十分に行う。
- ② 実験・実習について必要な知識及び技能を身に付ける。
- ③ 日々の実験・実習の準備及び整理を的確に行う。
- ④ 教科の指導目標や指導計画をよく理解し、安全かつ衛生的に実験・実習ができるよう、教諭を補助する。

(2) 施設・設備の整備

- ① 実験室・実習場等の整備に努める。
- ② 実験室・実習場等の危険防止について配慮する。
- ③ 実験・実習の器具、機材の整備を的確に行う。

(3) 校務の処理

- ① 責任をもって分掌した校務を処理する。
- ② 計画性をもって正確かつ迅速に校務を処理する。
- ③ 諸表簿を正確に記録し、書類、資料、金品等の取扱いを適切に行う。
- ④ 業務の連絡、報告を適切に行う。
- ⑤ 規律にしたがって業務を行う。

※上記の職務内容については、地域や学校の実態、生徒の心身の発達段階や特性等を配慮して行う。

V その他

1 研修に係る旅費コード

配分旅費 略科目コード 408 事業内訳コード 0400

2 研修当日の欠席連絡について

やむを得ず当日連絡をする必要がある場合は、校長を通じて、速やかに高知県教育センター担当まで連絡してください（TEL：088-866-3890）。

また、欠席届は、校長を通じて、速やかに高知県教育センター所長あて、文書収受にて提出してください。

3 研修等の中止について

- 研修等会場の所在する地域に、**当日午前6時（午後開催の場合は午前9時）の時点で「大雨特別警報」、「暴風特別警報」、「暴風警報」のいずれかが発令されている場合は、その日の研修を中止**します。
- そのほか、台風や悪天候等により**中止する場合は**、高知県教育センターホームページにてお知らせします。
- 研修中止にならない場合でも、居住地域や通勤地域等の状況に注意し、安全を第一に考えた行動をとってください。

4 研修会場について



高知県教育センター

〒781-5103 高知市大津乙 181 番地
Tel 088-866-5144 (直通)
Fax 088-866-0074

<各研修会場に関する注意事項>

- ・ 高知県教育センター及びその他の研修会場における駐車については、マナーに留意し、安全を確認のうえ駐車してください。
- ・ 研修会場によっては駐車場の駐車台数に限りがあります。公共交通機関を利用する等、ご協力ください

5 ライブ配信研修の接続について

- (1) 事前接続に使用する部屋・機器は、できる限り研修当日に使用する部屋・機器と同じものを使用してください。
※事前接続の詳細については、担当指導主事からお知らせします。
- (2) 当日接続の際は、高知県教育センターホームページにある「令和6年度年間研修カレンダー」から該当の研修日時・研修名をクリックし、ミーティングルームへ入室してください。
- (3) 入室される際のお名前は「受講者番号 所属名（短縮で4文字程度）・名前（名字）」で入力してください。
(例) 55●●中芸高等学校定時制昼間部 坂本龍馬先生 → 55●●中芸高定・坂本
15●●日高特別支援学校高知みかづき分校 中岡慎太郎先生 → 15●●日高特み・中岡
- (4) 研修の録画、録音、撮影、公開等のご遠慮ください。

高知県教育委員会 YouTube チャンネル
「とさまなチャンネル」



チャンネル登録を
よろしくお願ひします！！



高知県教育センター

〒781-5103 高知市大津乙 181 番地
Tel 088-866-3890 (代)
Fax 088-866-0074

